

1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	先進医療不妊治療費助成の決定		
根拠法令及び条項	那覇市先進医療不妊治療費助成事業助成金交付要綱第2条及び第3条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市先進医療不妊治療費助成事業助成金交付要綱 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	令和4年4月1日	審査基準 最終変更年月 日	令和7年8月1日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(30日) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	令和4年4月1日	標準処理期間 最終変更年月 日	年 月 日
所管部署	健康部 地域保健課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

【別紙】

(助成対象者)

第2条 先進医療不妊治療の費用助成を受けられる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 法律上の婚姻関係にある夫婦の双方又は一方が本市内に住民登録していること。ただし、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実上の婚姻関係にある夫婦の双方又は一方が本市内に住民登録している場合も対象とする。
- (2) 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。ただし、令和4年4月2日から同年9月30日までの間に43歳に到達し、同期間中に治療を開始した者も対象とする。
- (3) 治療期間の初日が令和4年4月1日以降であること。

(助成対象治療)

第3条 助成の対象となる治療は、1回の不妊治療として行われた先進医療不妊治療(実施医療機関として地方厚生局に届出を行い承認されている保険医療機関で実施するものに限る。)とする。

- 2 医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合についても、先進医療不妊治療を実施している場合は、助成の対象とする。
- 3 各実施医療機関における助成の対象となる治療については、本要綱の適用開始日以降、地方厚生局が発行する先進医療施設届出書の受理通知書における算定開始年月日より対象とする。
- 4 前3項の規定に関わらず次に掲げる治療は、助成対象としない。
 - (1) 夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による不妊治療によるもの
 - (2) 代理母(妻が卵巣と子宮を摘出したこと等により、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠し出産するものをいう。)によるもの
 - (3) 借り腹(夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠し出産するものをいう。)によるもの